証券コード　2883

2021年５月31日

株　主　各　位

東京都中央区月島２丁目３番１号
株式会社　大　冷
代表取締役社長　冨　田　史　好

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年６月15日（火曜日）午後５時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2021年６月16日（水曜日）午前10時
2. **場　　所**　東京都中央区銀座六丁目14番10号
　コートヤード・マリオット　銀座東武ホテル　２階「桜」
3. **会議の目的事項**
　報告事項　第50期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）
　事業報告および計算書類の内容報告の件
　決議事項
　第１号議案　剰余金処分の件
　第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件
　第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

以　上

◎　当日のご来場自粛のお願い
株主の皆さまの感染リスクを避けるため、本年は株主総会当日のご来場を見合わせ、郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。

◎　ご来場を予定されている株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。なお、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参下さいますようお願い申し上げます。

◎　この「招集ご通知」に添付すべき書類のうち、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.dai-rei.co.jp/）に掲載しておりますので、この「招集ご通知」の添付書類には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、この「招集ご通知」の添付書類記載のもののほか、「個別注記表」も含まれております。

◎　株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.dai-rei.co.jp/）に掲載させていただきます。

◎　ご出席の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承下さいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2020年４月１日
至　2021年３月31日）

1.　株式会社の現況に関する事項

1－1.　事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言が発出されるなど経済活動が抑制され、厳しい状況となりました。政府の各種政策が実施され、持ち直しの動きも見られましたが、新型コロナウイルス感染症の収束時期の見通しは立っておらず、感染拡大による更なる下振れリスクもあり、引き続き予断を許さない状況が続いております。

国内食品業界におきましては、巣籠もり消費により大手量販店、食品スーパー、ドラッグストア等、小売店向けの需要は安定した一方で、２度の緊急事態宣言発出等による飲食店の臨時休業・営業時間短縮や消費者の外出自粛により、外食産業、観光産業向けなど業務用の需要は大幅に落ち込み、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のもと業務用冷凍食品のみを取り扱っている当社は、お客様、仕入先様および役職員への新型コロナウイルス感染症拡大防止を徹底する一方、医療食向けや介護食向けの販売強化に取り組んでまいりました。以上の結果、骨なし魚事業におきましては、医療・介護食向け商品の拡販に努めましたが、緊急事態宣言発出等による需要の落ち込みにより売上高9,657,464千円（前年同期比12.5％減）、ミート事業におきましても、「楽らく匠味シリーズ」の拡販に引き続き努めましたが、緊急事態宣言発出等による需要の落ち込みの影響が大きく売上高2,035,176千円（前年同期比22.8％減）、その他事業におきましても、大手ユーザーへの直接販売等に取り組んでまいりましたが、緊急事態宣言発出等による需要の落ち込みにより売上高10,814,624千円（前年同期比18.0％減）となりました。これにより当期の売上高は22,507,264千円（前年同期比16.2％減）となりました。

損益面につきましては、粗利率の改善や経費削減に引き続き取り組んでまいりましたが、粗利金額の減少により営業利益は954,626千円（前年同期比19.5％減）、経常利益は1,008,291千円（前年同期比15.8％減）、当期純利益は684,243千円（前年同期比16.0％減）となりました。

1－2.　資金調達等についての状況

(1) 資金調達

当期における資金調達につきましては、特記すべき事項はございません。

(2) 設備投資の状況

当期中に実施した設備投資の総額は17,004千円であり、その内訳は次のとおりです。

骨なし魚用検査装置	16,800千円
本社用空気清浄機	204千円

1－3. 財産及び損益の状況

区　　分	第47期 自 2017年４月１日 至 2018年３月31日	第48期 自 2018年４月１日 至 2019年３月31日	第49期 自 2019年４月１日 至 2020年３月31日	第50期 自 2020年４月１日 至 2021年３月31日
売上高(千円)	27,442,741	27,235,722	26,864,859	22,507,264
経常利益(千円)	858,483	1,083,031	1,197,574	1,008,291
当期純利益(千円)	579,864	735,708	814,127	684,243
１株当たり当期純利益(円)	96.51	122.45	136.18	115.46
総資産(千円)	11,294,185	12,262,634	10,992,220	10,856,577
純資産(千円)	7,221,127	7,626,086	8,007,951	8,266,438

(注) 1. １株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当期の状況につきましては、「1－1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりです。

1－4. 対処すべき課題

当社は、第50期について売上高21,680,000千円、経常利益506,000千円を目標として各種施策を推進してまいりました。新型コロナウイルス感染症の影響がありましたが、医療食向けや介護食向けの販売強化などに取り組んだことにより、売上高は計画を上回り、経常利益も大幅に計画を上回ることができました。

第51期も新型コロナウイルス感染症の影響により外食産業の落ち込みが予想されますが、骨なし魚事業におきましては、当社独自商品の「調味シリーズ」「ダイスカットシリーズ」の販売などに注力してまいります。ミート事業におきましては、主力商品である「楽らく匠味シリーズ」の拡販を図るとともに、調理品のリニューアルを図り販売を強化してまいります。その他事業におきましては、大手ユーザーとの取り組み拡大を図るとともに、価格対応可能な体制構築により売上拡大を図ってまいります。

1－5.　当該事業年度の末日における主要な事業内容

冷凍食品の製造販売ならびに輸出入業
水産物の加工販売ならびに輸出入業
魚介類の販売ならびに輸出入業
農畜産物、林産物の加工販売ならびに輸出入業

1－6.　当該事業年度の末日における主要な営業所並びに使用人の状況

(1) 主要な支店

名　　称	所　　在　　地
本　　社	東京都中央区月島２丁目３番１号
東　京　支　店	東京都中央区月島２丁目３番１号
札　幌　支　店	北海道札幌市中央区南１条東１丁目３番地
仙　台　支　店	宮城県仙台市青葉区二日町16－15
高　崎　支　店	群馬県高崎市上中居町379－４
名古屋支店	愛知県名古屋市中区錦１丁目７番27号
大　阪　支　店	大阪府茨木市西駅前町５番８号
広　島　支　店	広島県広島市西区横川町２丁目７番19号
福　岡　支　店	福岡県福岡市博多区住吉４丁目３番２号

(2) 使用人の状況

使用人数　　150名（前事業年度末比５名減）
平均年齢　　43.0歳　　平均勤続年数　　15.2年

1－7.　重要な親会社及び子会社関連会社の状況

該当事項はございません。

1－8.　主要な借入先及び借入額

該当事項はございません。

2. 株式に関する事項

2－1. 大株主に関する事項

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
株式会社フルタ	2,753,500	46.59
古田 耕司	396,300	6.71
齋藤 修	300,000	5.08
正林 淳生	160,000	2.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	141,100	2.39
大冷社員持株会	89,600	1.52
冨田 史好	70,000	1.18
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	64,100	1.08
黒川 岳夫	40,000	0.68
株式会社渡辺冷食	39,000	0.66

（注）持株比率は、自己株式（98,627株）を控除して計算しております。

2－2. その他株式に関する重要な事項

(1) 発行可能株式総数　20,000,000株
(2) 発行済株式の総数　6,008,300株（自己株式98,627株を含む）
(3) 当事業年度末の株主数　10,152名

3. 会社役員に関する事項

3－1. 取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	冨田史好		
専務取締役	黒川岳夫	管理統括本部長兼経営企画室長	
常務取締役	青木伸一	営業統括本部長	
取締役	工藤茂	管理部長兼情報システム部長	
取締役	高付広昭	開発統括本部長	
取締役	苅田英範	商品統括本部長	
取締役	長尾敏成		弁護士、㈱ロイヤルメディカルクラブ社外監査役
取締役 常勤監査等委員	高橋和広		
取締役 監査等委員	川田剛		税理士、日本化成㈱社外監査役、㈱本間組社外監査役、日本ユニシス㈱社外取締役
取締役 監査等委員	大谷悦夫		

（注）1. 取締役長尾敏成氏、川田剛氏及び大谷悦夫氏は、社外取締役であります。
2. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために高橋和広氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役長尾敏成氏、川田剛氏及び大谷悦夫氏を、東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
4. 取締役長尾敏成氏は弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。
5. 監査等委員川田剛氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

3－2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役長尾敏成、取締役川田剛及び取締役大谷悦夫の３氏の間で、会社法第427条第１項及び当社の定款第33条第２項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しております。

3－3.　役員の報酬等

(1) 役員報酬等の算定方法の決定に関する方針

当社の役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける役員報酬等は、当社役員規程に従って、世間水準や経営内容及び従業員給与などのバランスを考慮して役員の職位ごとに決定するものとし、原則として、基本報酬のみで構成され、業績連動報酬及び非金銭報酬は支給しません。

役員報酬のうち、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬の額の算定は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位毎に職責に応じた年俸を定め、当社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを総合的に考慮して取締役会の協議により決定します。役員報酬等のうち、当社の監査等委員である取締役の基本報酬の額の算定は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定します。

なお、当該方針につきましては、2021年２月16日開催の定時取締役会で決議しております。

(2) 役員報酬等についての株主総会の決議

当社の役員報酬等については、2019年6月18日開催の第48回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は年額2億5,000万円、うち社外取締役分は年額1,000万円の範囲内とすること、監査等委員である取締役の報酬等の額は年額3,600万円の範囲内とすることを決議しております。

(3) 役員報酬等の総額

区　分	人　　数	報酬等の額	摘　　要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	9人 (1人)	132,550千円 (3,540千円)	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3人 (2人)	20,060千円 (7,080千円)	
計 （うち社外役員）	12人 (3人)	152,610千円 (10,620千円)	

（注）上記役員報酬につきましては、当社役員規程に従って世間水準や経営内容及び従業員給与などのバランスを考慮して役員の職位ごとに決定しており、取締役会は報酬の内容が(1)役員報酬等の算定方法の決定に関する方針に沿うものであると判断致しました。

3－4.　社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役である長尾敏成氏は、㈱ロイヤルメディカルクラブの社外監査役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）である川田剛氏は、日本化成㈱の社外監査役、㈱本間組の社外監査役、日本ユニシス㈱の社外取締役であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	活　動　状　況
取締役　長尾敏成	当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜実施することにより、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行っております。
取締役 (監査等委員)　川田　剛	当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会11回のうち全てに出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。
取締役 (監査等委員)　大谷悦夫	当事業年度に開催した取締役会18回のうち全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催した監査等委員会11回のうち全てに出席し、監査に関する重要事項の審議を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

4－1. 名称

有限責任 あずさ監査法人

4－2. 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額(注)2.	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である「新収益認識基準に関するアドバイザリー業務」を委託し、その対価を支払っております。

4－3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5.　業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、2013年7月12日開催の取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、2019年６月18日開催の取締役会にて一部改定しております。概要は以下のとおりであります。

5－1.　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「倫理方針」、「企業行動憲章」を制定し、各役職員はこれを遵守します。

(2) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、各役職員はこれを遵守します。

(3) 管理部をコンプライアンスの統括部署として、委員会と連携のうえ、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、これを実施します。

(4) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査室は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施します。

5－2.　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会議事録、経営企画会議議事録、その他重要な書類等や取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「取締役会規程」、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。

(2) 文書管理部署の管理部は、取締役及び監査等委員の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供します。

5－3.　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)　当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係る「危機管理総括マニュアル」、「危機管理商品マニュアル」を制定し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

5－4.　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例取締役会を月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。

(2) 社長のもとに経営企画会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を執行役員に伝達します。また、社長は執行役員に経営の現状を説明し、各取締役及び執行役員は各部門に業務執行状況を報告します。

(3) また経営企画会議では、担当部署から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行います。

(4) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために、「組織管理規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

5－5. 当社における業務の適正を確保するための体制

(1) 「経営理念」、「倫理方針」などを社内で共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保します。

(2) 内部監査による業務監査により、社内に業務全般にわたる適切性を確保します。

5－6. 財務報告の適正性を確保するための体制

(1) 経理についての規程を策定し、法令および会計基準に従って適正な会計処理を行います。

(2) 法令および証券取引所の規則を順守し、情報開示に関する規程に則り協議、検討、確認を経て開示する体制を整備することにより適正かつ適時に財務報告を行います。

(3) 内部監査部門は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握・記録を通じて評価および改善結果の報告を行います。

(4) 財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行います。

5－7. 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保します。

(2) 当該使用人が監査等委員の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査等委員に委嘱されたものとして、取締役の指揮命令は受けないものとし、その期間中の当該使用人の人事評価については、監査等委員が行います。

5－8. 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、その他事業運営上の重要事項を適時、適切な方法により監査等委員に報告・情報提供します。

(2) 監査等委員への報告・情報提供は以下のとおりとします。

① 重要な社内会議で決議された事項

② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

③ 毎月の経営状況として重要な事項

④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項

⑤ 重大な法令・定款違反

⑥ 重要な会計方針、会計基準およびその変更

(3) 通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査等委員に報告します。

(4) 内部通報窓口への通報内容が、監査等委員の職務の執行に必要な範囲に係る場合および通報者が監査等委員へ通報を希望する場合は速やかに監査等委員に通知します。

5－9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係わる方針に関する事項

(1) 監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

5－10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 代表取締役及び内部監査室は、監査等委員と定期的に意見交換を行います。

(2) 監査等委員は、取締役会を始め、経営企画会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とします。

(3) 監査等委員会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は18回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査等委員会は11回、経営企画会議は24回開催いたしました。

(2) 監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を実施いたしました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸　借　対　照　表

2021年３月31日　現在

（単位：千円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
[流動資産]	[9,958,887]	[流動負債]	[2,225,276]
現金及び預金	4,310,327	買掛金	1,612,041
受取手形	34,722	リース債務	7,083
売掛金	3,725,401	未払金	180,152
商品	1,862,939	未払費用	195,128
貯蔵品	12,031	未払法人税等	164,107
前払費用	10,142	預り金	4,698
その他	3,695	前受収益	833
貸倒引当金	△373	賞与引当金	33,054
[固定資産]	[897,690]	その他	28,176
有形固定資産	648,890	[固定負債]	[364,861]
建物	97,633	リース債務	25,354
構築物	6	退職給付引当金	237,740
機械及び装置	19,401	その他	101,767
工具、器具及び備品	1,288	負　債　合　計	2,590,138
土地	512,259	（純資産の部）	
リース資産	18,301	[株主資本]	[8,261,553]
無形固定資産	21,124	資本金	1,909,825
ソフトウェア	2,159	資本剰余金	686,951
リース資産	14,136	資本準備金	686,951
その他	4,828	利益剰余金	5,864,868
投資その他の資産	227,676	利益準備金	185,083
投資有価証券	23,953	その他利益剰余金	5,679,785
繰延税金資産	104,536	別途積立金	2,100,000
その他	106,496	繰越利益剰余金	3,579,785
貸倒引当金	△7,310	自己株式	△200,091
		[評価・換算差額等]	[4,885]
		その他有価証券評価差額金	4,885
		純 資 産 合 計	8,266,438
資　産　合　計	10,856,577	負債及び純資産合計	10,856,577

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

売上高		22,507,264
売上原価		18,659,163
売上総利益		**3,848,100**
販売費及び一般管理費		2,893,473
営業利益		**954,626**
営業外収益		
受取利息	910	
受取配当金	349	
受取賃貸料	8,976	
為替差益	16,186	
雇用調整助成金	27,240	
その他	2,295	55,957
営業外費用		
賃貸収入原価	1,971	
その他	320	2,292
経常利益		**1,008,291**
特別損失		
固定資産売却損	6,038	6,038
税引前当期純利益		**1,002,253**
法人税、住民税及び事業税		318,177
法人税等調整額		△167
当期純利益		**684,243**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
2020年４月１日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	3,223,212	5,508,295	△100,091	8,004,981
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△327,670	△327,670		△327,670
当期純利益					684,243	684,243		684,243
自己株式の取得							△100,000	△100,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	356,572	356,572	△100,000	256,572
2021年３月31日残高	1,909,825	686,951	185,083	2,100,000	3,579,785	5,864,868	△200,091	8,261,553

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年４月１日残高	2,970	2,970	8,007,951
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△327,670
当期純利益			684,243
自己株式の取得			△100,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,915	1,915	1,915
事業年度中の変動額合計	1,915	1,915	258,487
2021年３月31日残高	4,885	4,885	8,266,438

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月20日

株式会社大冷
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石野　研司　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　濱田　　環　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大冷の2020年４月１日から2021年３月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、２０２０年４月１日から２０２１年３月３１日までの第５０期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17 年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月20日

株式会社　大　　冷　監査等委員会

監査等委員　　高　橋　和　広　㊞

監査等委員　　川　田　　剛　㊞

監査等委員　　大　谷　悦　夫　㊞

(注)　監査等委員川田剛及び大谷悦夫は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営体質の強化と将来の事業展開のための十分な内部留保に意を用いた上で、経営成績及び財政状態を勘案した利益還元を行っていくことを基本方針としております。上記の基本方針に基づいて、当期の業績や財務状況を総合的に勘案いたしました結果、当期の期末配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金55円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は325,032,015円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年６月17日といたしたいと存じます。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	とみた　ふみよし 冨田史好 （1957年２月25日）	1981年４月　株式会社三和銀行入行（現株式会社三菱UFJ銀行） 2010年12月　株式会社アドヴァン入社 2011年12月　株式会社テクノフレックス入社 2012年６月　当社入社 取締役内部監査室長就任 2013年４月　取締役経営企画室長 2014年６月　代表取締役副社長経営企画室長就任 2019年６月　代表取締役社長就任（現）	70,000株
2	くろかわ　たけお 黒川岳夫 （1962年２月６日）	1984年４月　三和興業株式会社入社 1990年２月　株式会社コスモコミュニテーション入社 1995年４月　エヌ・アイ・テレコム株式会社入社 2001年７月　当社入社 2010年６月　取締役管理部長就任 2012年６月　常務取締役管理統括本部長就任 2019年６月　常務取締役管理統括本部長兼経営企画室長就任 2020年６月　専務取締役管理統括本部長兼経営企画室長就任（現）	40,000株
3	あおき　しんいち 青木伸一 （1960年１月22日）	1978年４月　東京雪印販売株式会社入社 1991年１月　ケンコーマヨネーズ株式会社入社 1993年２月　当社入社 2014年４月　執行役員東京支店就任 2016年６月　取締役営業統括本部長就任 2019年６月　常務取締役営業統括本部長就任（現）	8,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	くどう　しげる 工藤　茂 （1959年１月１日）	1981年４月　旭食品株式会社入社 1984年８月　株式会社大一広告入社 1986年３月　当社入社 2010年６月　執行役員情報システム部長就任 2014年２月　執行役員管理部長就任 2016年６月　取締役管理部長兼情報システム部長就任（現）	10,000株
5	たかつき　ひろあき 高付広昭 （1967年３月30日）	1990年４月　宝幸水産株式会社入社 2003年４月　日本スミカル入社 2004年４月　当社入社 2012年６月　執行役員広域事業部長就任 2018年４月　執行役員開発統括本部長就任 2019年６月　取締役開発統括本部長就任（現）	10,000株
6	かりた　ひでのり 苅田英範 （1964年２月13日）	1987年４月　ニイミ食品株式会社入社 1990年７月　当社入社 2012年６月　執行役員企画開発部長就任 2017年４月　執行役員商品統括副本部長就任 2020年６月　取締役商品統括本部長就任（現）	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
7	ながお　としなり 長尾敏成 （1949年６月２日）	1973年４月　株式会社大和銀行入行（現株式会社りそな銀行） 1976年１月　警視庁入庁 1995年４月　弁護士登録 1996年４月　長尾敏成法律事務所開設（現） 2001年６月　日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員就任 2006年４月　東京弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員長就任 2010年６月　東京都における暴力団排除条例に関する有識者会議委員就任 2010年８月　財団法人（現公益財団法人）日本相撲協会暴力団等排除対策委員会委員就任 2012年３月　株式会社ロイヤルメディカルクラブ社外監査役就任（現） 2014年２月　公金管理に関する専門助言員（東京都）就任 2015年６月　当社社外取締役就任（現）	―　株

（注）１．取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定
当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物を取締役候補者として選定し、毎年の株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。
具体的には、冷凍食品業界、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、適切な経営の意思決定及び監督を行うことができる者を取締役会が取締役候補者として選定しております。
本定時株主総会において取締役選任に係る議案が原案どおり承認された場合、７名の取締役が就任することとなりますが、適切な経営の意思決定及び監督を行うに当たり、適正な規模と考えております。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．長尾敏成氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
４．長尾敏成氏は、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。
５．長尾敏成氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって６年となります。
６．当社と取締役長尾敏成氏は、会社法第427条第１項及び当社の現行定款第33条第２項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役３名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	たかはし　かずひろ 高橋和広 （1960年１月２日）	1982年４月　山室繊維株式会社入社 1986年７月　サンマルコ食品販売株式会社入社 1991年８月　当社入社 2017年６月　常勤監査役就任 2019年６月　常勤監査等委員就任（現）	9,300株
2	かわだ　ごう 川田剛 （1942年12月３日）	1967年４月　国税庁入庁 1996年９月　税理士開業 1998年６月　日本化成株式会社社外監査役就任（現） 2003年６月　株式会社本間組社外監査役就任（現） 2012年６月　当社監査役就任 2013年６月　日本ユニシス株式会社社外取締役就任（現） 2019年６月　当社監査等委員就任（現）	10,000株
3	おおたに　えつお 大谷悦夫 （1942年３月29日）	1964年４月　丸紅飯田株式会社入社（現丸紅株式会社） 2000年４月　丸紅建設株式会社専務取締役就任 2002年10月　サンエー電機株式会社専務取締役就任 2008年４月　医療法人元生会常務理事就任 2013年４月　当社顧問就任 2013年６月　監査役就任 2019年６月　監査等委員就任（現）	―　株

（注）１．監査等委員候補者の選定

当社は、当社の経営理念に基づき、その理念を高いレベルで体現し、公正不偏の立場を保持しており、監査業務を遂行できる能力を有している人物を監査等委員候補者として選定し、株主総会でその選任をお諮りすることを基本方針としております。

具体的には、会社経営、法曹、財務会計等の分野で指導的役割を果たし、豊富な実務経験、専門的知見等を有しており、経営課題の提起及び監査等委員としての職務遂行を行うための十分な時間を確保できる者を監査等委員候補者として選定しております。

２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

３．川田剛氏及び大谷悦夫氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

４．川田剛氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏がこれまで培ってきた経験を生かし、当社の監査体制をより一層強化するため、監査等委員として選任をお願いするものであります。

５．川田剛氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。

６．大谷悦夫氏は丸紅株式会社の出身であり、これまでの豊富な業務経験から企業経営全般に関する監視機能を期待して、監査等委員として選任をお願いするものであります。

7．大谷悦夫氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって２年となります。
8．当社と取締役川田剛氏及び取締役大谷悦夫氏は、会社法第427条第１項及び当社の現行定款第33条第２項の規定に基づいて、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、その損害賠償責任額を超える部分については免責する旨の契約を締結しており、各氏が再任された場合、当社は各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。

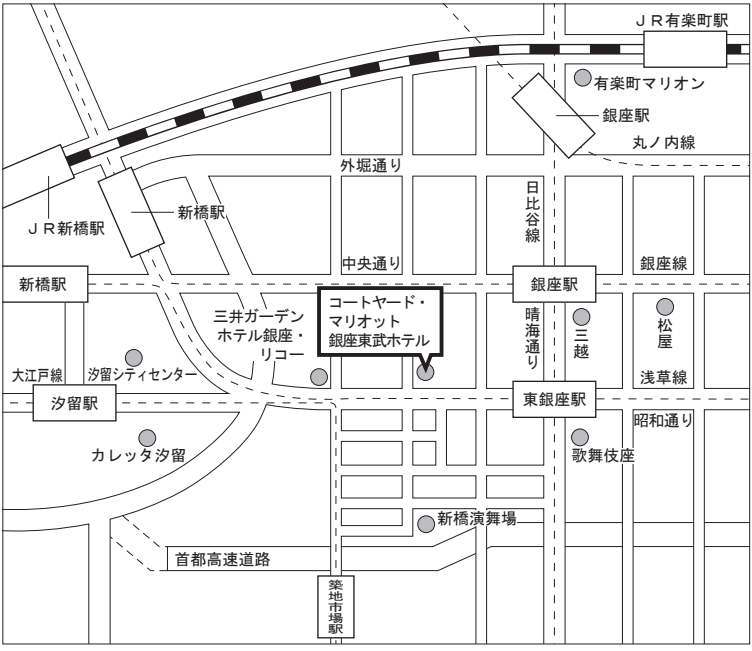
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット　銀座東武ホテル　２階「桜」
電話　０３－３５４６－０１１１



交通機関

東京メトロ日比谷線	「東銀座駅」Ａ１番出口より徒歩３分
都営地下鉄浅草線	
東京メトロ銀座線	「銀座駅」Ａ３番出口より徒歩５分
東京メトロ丸ノ内線	
都営地下鉄大江戸線	「築地市場駅」Ａ３番出口より徒歩７分
ＪＲ線	「新橋駅」銀座口より徒歩10分